

53 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区本町3丁目5番22号			代表者	理事長 佐藤 潤			
電話	022-215-5050	ファックス	022-215-5051	ホームページ	http://www.boutsui-miyagi.or.jp/			
設立	平成3年6月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	警察本部 暴力団対策課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (48.4%)	第2位	民間企業 (35.5%)	第3位	仙台市他市町村 (16.1%)	その他	(-)
		300,000 千円		220,000 千円		100,000 千円		- 千円
設立目的(定款等)	県民の暴力団追放意識の高揚を図るとともに、民間における暴力団排除組織の中核として暴力団追放活動を推進し、もって暴力団を根絶して「安全で平穏な宮城県の実現」に寄与することを目的とする。						出資等総額	620,000 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容	
	27年度	28年度	29年度		
事業1	暴力団追放啓蒙啓発活動	28,637	26,557	27,407	「暴力団員による不当な要求行為の防止に関する法律」第32条の3第2項各号に規定する事業
	全体事業に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
事業2					
	全体事業に占める割合				
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		28,637	26,557	27,407	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第32条の3に基づき都道府県暴力団追放センターに指定された公益法人であり、主要事業は、暴力団追放啓蒙啓発活動等で、事業内容は、暴対法第32条の3第2項各号に規定する事業を実施していることから、社会的要請が高く、団体の設立目的の有効性は非常に高い。	暴対法に基づき設立された、県に一つしかない暴力団排除を推進する団体であり、その事業内容は、県では対応できない暴力団が関係する民事事案に対応するほか暴対法第32条の3第2項各号に規定する各種事業は、同団体しかなしえないため、県で行う各種施策を実施するためには同団体が果たす役割は非常に高く、今後の活動にも期待ができる。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
平成29年度は、概ね計画どおり事業を行うことができたほか、20年ぶりに暴力団離脱者に対する社会復帰(就労支援等)を行った。今後、離脱者に対する支援の増加が予想されることから、受け入れ先の確保や関係機関・団体との連携を密にしていことが課題である。	不当要求防止責任者講習の開催計画をきちんと実行する傍ら、暴力相談などの業務も積極的にを行い、さらには20年振りに暴力団離脱者を社会復帰させた功労は非常に大きく、宮城県における暴力団排除活動に多大な貢献をした結果からも今後の活動が期待される。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	○職員に対する啓蒙等研修の場を設定するなどして、コンプライアンスの確保に努めた。 ○公認会計士による助言を受け、適正な会計に努めた。 ○ホームページによる情報公開を行い、公益法人としての透明性を確保した。	コンプライアンス意識の確保に努めた結果が見受けられるが、組織統制に関する規定等の整備として、未だに整備がなされていない規定について、新たに整備することの必要性を判断した上、整備の必要性が認められたものについては、組織運営の健全性に向けて必要な助言と指導を行う。	A
ロ 財務の健全性 ※1	○基本財産の運用替えを行った結果、平均利率が1.68%から1.9%となり、受取利息が増額した。 ○東日本大震災の影響があったと思われる地域の賛助会員で未納だったところから会費を徴収したこと、震災とは関係なく会費を滞納していたところから徴収したことで会費収入は予算を上回った。	○評議員会を開催するとともに、民間の経営ノウハウにより自立的経営の促進を図ろうと、積極的に基本財産の運用替えを行うなど、その取組効果が出ていることは大いに評価できる。 ○また、賛助会員からの会費徴収を積極的に行うなどしている状況も経営に直結する部分であり、評価できる。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	○職員に対するコンプライアンス意識の確保に努めることができた。 ○震災の影響があったと思われる地域の賛助会員で未納だった会員等から会費を徴収したことで、会費収入は予算を上回ったことから、今後も、滞納している会員からの会費を徴収し、会費納入率の向上に努める。	○コンプライアンス意識の確保に努めるなど組織体制の保持・強化に努めるとともに、健全な組織運営に努めている様子がある。 ○財務状況も基本財産の運用替え等により成果が出ている。 ○宮城県民の暴力団排除気運の高まりをさらに増進させるとともに、暴力団離脱者の社会復帰対策の要としての活動が重要であることから、今後もより良い活動に向け助言・指導を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	841,549	812,948	799,439	△ 13,509
	流動資産	12,033	14,805	15,189	384
	固定資産	829,516	798,143	784,250	△ 13,893
	うち基本財産	805,440	768,372	743,797	△ 24,575
	負債合計	3,604	3,727	4,971	1,244
	流動負債	446	314	376	62
	固定負債	3,158	3,413	4,595	1,182
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	837,946	809,222	794,469	△ 14,753
	指定正味財産	746,141	699,877	699,617	△ 260
一般正味財産	91,805	109,345	94,852	△ 14,493	
正味財産増減計算書	経常収益	26,022	28,006	29,558	1,552
	うち事業収益	3,177	3,176	3,178	2
	経常費用	36,287	33,773	35,537	1,764
	うち管理費	7,650	7,216	8,130	914
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,265	△ 5,767	△ 5,979	△ 212
	当期経常増減額	△ 10,265	17,583	△ 14,493	△ 32,076
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	43	0	△ 43
	当期経常外増減額	0	△ 43	0	43
	当期一般正味財産増減額	△ 10,265	17,540	△ 14,493	△ 32,033
当期指定正味財産増減額	129,076	△ 46,264	△ 260	46,004	
当期正味財産増減額	118,811	△ 28,724	△ 14,753	13,971	
県の財政的関与	補助金	3,281	3,281	3,281	0
	委託金 ※2	3,177	3,176	3,178	2
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	6,458	6,457	6,459	2
	総収入 ※3	155,098	28,006	29,558	1,552
	総収入に対する補助金等割合	4.2%	23.1%	21.9%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	99.6%	99.5%	99.4%	-0.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	2698.0%	4715.0%	4039.6%	-675.3%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-39.4%	62.8%	-49.0%	-111.8%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	29.4%	25.8%	27.5%	1.7%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	2	2	2	平均年収 (千円)	1名のため非公開
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)	
	県OB	1	1	1		
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	1名のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	1名のため非公開
上記以外の職員(※5)	2	2	2			

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。